

下水排除基準(見附市)

平成27年10月21日

項目	対象者	特定施設のある事業場		特定施設のない事業場	
		排水量		排水量	
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下		0.1以下	
	シアン化合物	1以下		1以下	
	有機リン化合物	1以下		1以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下		0.1以下	
	六価クロム化合物	0.5以下		0.5以下	
	砒素及びその化合物	0.1以下		0.1以下	
	総水銀	0.005以下		0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されない		検出されない	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下		0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下【H27.10.21基準強化】		0.1以下【H27.10.21基準強化】	
	テトラクロロエチレン	0.1以下		0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下		0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下		0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下		0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1.0以下		0.2以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下		0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下		3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下		0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下		0.02以下	
	チウラム	0.06以下		0.06以下	
	シマジン	0.03以下		0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下		0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下		0.1以下	
セレン及びその化合物	0.1以下		0.1以下		
ほう素及びその化合物	10以下		10以下		
ふっ素及びその化合物	8以下		8以下		
1,4-ジオキサン	0.5以下		0.5以下		
アンモニア性窒素等含有量	380(125)未満		380(125)未満		
環境項目等	フェノール類	1以下	1以下	1以下	
	銅及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下	
	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	
	ダイオキシン類	10以下		10以下	
	水素イオン濃度(PH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満 (300未満)		600未満 (300未満)	
	浮遊物質(SS)	600未満 (300未満)		600未満 (300未満)	
	ノルマル鉛油	5以下	5以下	5以下	
	ヘキサノール油	30以下		30以下	
温度	45℃未満 (40℃未満)		45℃未満 (40℃未満)		
窒素消費量	220未満		220未満		

- (備考) 1. 単位はダイオキシン類pg-TEQ/l、その他はmg/l (PHを除く)です。  
 2. BOD、SS、PH、温度、アンモニア性窒素の( )内の数値は、製造業又はガス供給業に適用する。  
 3. 太枠内は直罰基準で、その他は除害施設設置基準です。  
 4. クロムは排水量10m<sup>3</sup>/日以上が直罰基準となります。